

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、A県B市に所在し、自動車部品等の製造業を営む会社Cに雇用され、製造業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後1時20分頃、事業場内で製品を台車に載せて運搬しているとき、台車の車輪がストッパーに引っ掛かったが、そのまま台車を引っ張ったところ両手が滑り転倒し、地面で腰を打ち負傷した。

請求人は、同日、D医院に受診し「腰部打撲」と診断され、その後、E病院に転医し「背部挫傷」と診断され、加療を続けた。

その間、請求人は、監督署長から平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養補償給付及び休業補償給付の支給を受けていたが、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、これを棄却されたため、当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「前裁決」という。）。)

さらに、請求人は、監督署長に対し、上記休業補償給付の後続請求として、平

成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は既に治ゆ（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日をもって治ゆしていると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会においては、請求人の主張を踏まえ、請求人の傷病が治ゆ（症状固定）の状態にあるか否かについて再度検討を行ったが、前裁決に係る裁決書に説示したとおり、請求人の傷病については、平成〇年〇月〇日以降療養の必要性は認められず、したがって休業の必要性も認められないものである。

3 以上のとおり、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していることから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。